

愛知県経済環境適応資金融資制度要綱

(目 的)

第 1 この要綱は、中小企業者が経済環境の変化に適応するために事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の安定と振興に資することを目的とする。

(中小企業者)

第 2 この要綱の第 8 から第 12 の対象となる「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「保険法」という。）第 2 条第 1 項に該当する者をいう。

(資金措置)

第 3 この制度の資金措置は、次によるものとする。

- (1) 愛知県（以下「県」という。）は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定められた金額（以下「県資金」という。）を別途契約により愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）に貸付ける。
- (2) 協会は、前号により貸付けられた県資金を県の指示に従って取扱金融機関に預託する。

(取扱金融機関)

第 4 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資の種類)

第 5 この制度による融資は、次のとおりとする。

- (1) サポート資金
- (2) パワーアップ資金
- (3) 創業等支援資金
- (4) 中小企業再生支援資金
- (5) あいちガンバロー資金

(融資目標)

第 6 取扱金融機関は、預託された県資金に対し、累計 1.9 倍以上の額を目標（以下「融資目標」という。）として融資を行うものとする。

(暴力団等の排除)

第 7 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 34 号）第 2 条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、この制度を利用することができない。

(サポート資金)

第 8 サポート資金の融資対象は、次に該当する中小企業者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア セーフティネット

保険法第 2 条第 4 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に規定する特定中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けていること。

イ 経営あんしん

- (ア) 申込み時点における最近 3 か月間の月平均売上高（建設業にあつては、完成工事高。以下同じ。）が前年同期の月平均売上高に比べて 10 パーセント以上減少していること、又は最近 3 か月間の月平均売上高が 2 年前若しくは 3 年前の同期の月平均売上高に比べて 10 パーセント以上減少し、かつ、前年同期の月平均売上高に比べて 5 パーセント以上減少してい

ること。(ただし、平成24年3月31日までに受け付けた者については、申込み時点における最近3か月間の月平均売上高が前年同期又は2年前同期の月平均売上高に比べて3パーセント以上減少していることとする。)

- (イ) 別に定めるところにより、県が認定した倒産事業者(以下「認定倒産事業者」という。)に対して50万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権若しくは前渡金返還請求権を有していること、又は全取引額のうち認定倒産事業者との取引が20パーセント以上であること。
- (ウ) 保険法第2条第4項第7号又は第8号に規定する特定中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けていること。
- (エ) 別に定める事由に該当すること。

ウ 経済対策特別

- (ア) 経済環境の急激な変化などの要因により、申込み時点における最近3か月間の月平均売上高総利益額が、前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額に比べて3パーセント以上減少していること。
- (イ) (円高対応緊急)円高による輸出の減少などの直接的な影響のほか、円高を背景とした販売実績や取引先からの受注の減少などの間接的な影響により、直近1か月の売上高又は売上高総利益額(以下「売上高等」という。)が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少していること。
- (ウ) (東日本大震災)東日本大震災の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高等が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少していること。

エ 震災復興

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「東日本大震災法」という。)第128条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する中小企業者として、その住所を管轄する市町村長の証明又は認定を受けていること。

- (2) 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号。以下「保険法施行令」という。)第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 県内で事業を適法に営んでいること。
- (4) ア 前第1号アに該当する場合 税の滞納がないこと、又は税の早期完納が見込まれること。
イ 前第1号イ、ウ及びエに該当する場合 税の滞納がないこと
- (5) 協会の信用保証対象資格があること。

2 サポート資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途

- ア 前項第1号ア、イ(ウ)、ウ及びエに該当する場合
経営の安定に必要な事業上の設備資金及び運転資金
- イ 前項第1号イ(ア)、イ(イ)及びイ(エ)に該当する場合
経営の安定に必要な事業上の運転資金

(2) 金額

- ア 前項第1号アに該当する場合 8,000万円以内
- イ 前項第1号イに該当する場合 8,000万円以内
- ウ 前項第1号ウ(ア)及びウ(ウ)に該当する場合 1億円以内
- エ 前項第1号ウ(イ)に該当する場合 1億円以内
- オ 前項第1号エに該当する場合 2億8,000万円以内

(3) 期間及び利率

ア 前項第1号アに該当する場合

設備資金	{	3年以内	年1.4パーセント
		5年以内	年1.5パーセント
		7年以内	年1.6パーセント
運転資金	{	3年以内	年1.4パーセント
		5年以内	年1.5パーセント
		7年以内	年1.6パーセント

イ 前項第1号イ(ア)、イ(イ)及びイ(エ)に該当する場合

運転資金	{	3年以内	年1.5パーセント
		5年以内	年1.6パーセント
		7年以内	年1.7パーセント

ウ 前項第1号イ(ウ)に該当する場合

設備資金	{	3年以内	年1.5パーセント
		5年以内	年1.6パーセント
		7年以内	年1.7パーセント
運転資金	{	3年以内	年1.5パーセント
		5年以内	年1.6パーセント
		7年以内	年1.7パーセント

エ 前項第1号ウ(ア)及びウ(ウ)に該当する場合

設備資金	{	3年以内	年1.5パーセント
		5年以内	年1.6パーセント
		7年以内	年1.7パーセント
		10年以内	年1.8パーセント
運転資金	{	3年以内	年1.5パーセント
		5年以内	年1.6パーセント
		7年以内	年1.7パーセント

オ 前項第1号ウ(イ)に該当する場合

設備資金	{	3年以内	年1.4パーセント
		5年以内	年1.5パーセント
		7年以内	年1.6パーセント
		10年以内	年1.7パーセント
運転資金	{	3年以内	年1.4パーセント
		5年以内	年1.5パーセント
		7年以内	年1.6パーセント

カ 前項第1号エに該当する場合

設備資金	{	3年以内	年1.1パーセント
		5年以内	年1.3パーセント
		7年以内	年1.4パーセント
		10年以内	年1.5パーセント
運転資金	{	3年以内	年1.1パーセント
		5年以内	年1.3パーセント
		7年以内	年1.4パーセント

- (4) 貸付方法 証書貸付
- (5) 返済方法 返済期間3年以内 } 原則として、据置6か月の分割返済
返済期間5年以内 }
返済期間7年以内 } 原則として、据置1年の分割返済
返済期間10年以内 }
- (6) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
- (7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (8) 信用保証 協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。

（パワーアップ資金）

第9 パワーアップ資金の融資対象は、次に該当する中小企業者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 企業力強化

- (ア) （貿易振興）製造業（物品の加工、修理業を含む。）又は卸売業に属する事業を営む中小企業者であり、次のいずれかに該当すること。
 - a 輸出品の製造若しくは加工（見込生産を含む）又は集荷を行うこと。
 - b 製品の輸入若しくは原材料の輸入を行うこと。
- (イ) （経営革新計画等）中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第9条第1項又は第16条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けている中小企業者であること。
- (ウ) （新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）別に定める新技術の導入・研究開発、先端技術設備の導入を行う中小企業者であること。
- (エ) （事業転換）経済環境の変化などにより、事業転換を行う中小企業者であること。
- (オ) （有望ビジネス評価）中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項に規定する指定法人である財団法人あいち産業振興機構（以下「振興機構」という。）が行う有望ビジネス評価委員会（以下「有望ビジネス評価委員会」という。）において有望な事業と評価を受けた中小企業者（従前の事業可能性評価委員会（以下「事業可能性評価委員会」という。）においてA評価を受けている中小企業者を含む。）であること。
- (カ) （改善計画）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「労働力確保法」という。）第4条第1項の規定による知事の認定を受けている中小企業者であること。
- (キ) （ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー）次のいずれかに該当する中小企業者であること。
 - a ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図る中小企業者であること。
 - b 愛知県が、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を支援するため実施している「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けた中小企業者であること。

イ 環境・省エネ

別に定める環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者であること。

ウ 企業立地

- (ア) （工場適地等）県内の工場適地等に工場等を立地する中小企業者であり、製造業、物流業（道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業に限る。）、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を営んでいること。
- (イ) （企業立地促進法）企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第14条第1項又は第16

条第1項に基づく知事の承認を受けている中小企業者であること。

エ 商店街・観光

- (ア) (商店街等魅力アップ) 卸売業、小売業、飲食業又はサービス業のいずれかの業種に属する事業を営む中小企業者であり、別に定める商店街等魅力アップ計画書を作成し、商工会議所、商工会、愛知県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）又は愛知県商店街振興組合連合会（以下「愛商連」という。）の確認を受けていること。
- (イ) (観光振興) 国内外から観光客の誘致のため、別に定める観光振興事業計画書を作成し、社団法人愛知県観光協会（以下「観光協会」という。）の確認を受け、別に定める観光客受入施設を整備拡充する中小企業者であること。
- (ウ) (観光振興) 別に定める観光振興事業計画書を作成し、観光協会の確認を受け、国内外から観光客の誘致のためのイベント・キャンペーンやみやげ品の開発を行う中小企業者であること。

オ 防災・危機管理

- (ア) 防災のための施設・設備の設置及び補強等を行う中小企業者であること。
 - (イ) 中小企業の災害復旧の迅速化に役立つ「事業継続計画（BCP）」の策定及びその実施に必要な設備の導入、改善等を行う中小企業者であること。
- (2) 保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること（ただし、前第1号ア(ア)、ウ(ア)及びエ(ア)に該当する場合を除く）。
- (3) 前第1号ア(イ)及び同号ア(エ)に該当する場合においては、経営革新又は事業転換後の事業が保険法施行令第1条第1項に規定する業種であること。
- (4) 前第1号ア(エ)においては、原則として県内で申込みの日以前3年以上引き続き同一業種に事業を営んでいること。
- (5) 許認可等を必要とする事業については、原則として許認可を受けていること。
- (6) 県内で事業を適法に営んでいること（ただし、前第1号ウの場合は、事業を適法に営んでいることとし、前第1号エ(ア)における商店街事業協同組合又は商店街振興組合については、県内に事業所、事務所又は営業所があることとする）。
- (7) 税の滞納がないこと。
- (8) 協会の信用保証対象資格があること。
- 2 パワーアップ資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途

- ア 前項第1号ア(ア)に該当する場合
輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行うために必要な運転資金
- イ 前項第1号ア(イ)に該当する場合
中小企業新事業活動促進法に基づく承認を受けた計画の実施に必要な設備資金及び運転資金
- ウ 前項第1号ア(ウ)に該当する場合
新技術の導入・研究開発に必要な設備資金及び運転資金、先端技術設備の導入に必要な設備資金
- エ 前項第1号ア(エ)に該当する場合
事業転換に必要な設備資金及び運転資金
- オ 前項第1号ア(オ)に該当する場合
有望ビジネス評価委員会において有望な事業と評価を受けた事業（事業可能性評価委員会のA評価を受けた事業を含む。）の実施に必要な設備資金及び運転資金
- カ 前項第1号ア(カ)に該当する場合
労働力確保法第4条第1項に基づく知事の認定を受けた改善計画の実施に必要な設備資金及び

運転資金

キ (ア) 前項第1号ア(キ)aに該当する場合は、別に定めるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のために必要な設備資金及び運転資金

(イ) 前項第1号ア(キ)bに該当する場合は、登録した取組内容の実施に必要な設備資金及び運転資金

ク 前項第1号イに該当する場合

環境負荷低減設備を導入するために必要な設備資金及び運転資金

ケ 前項第1号ウ(ア)に該当する場合

工場等の立地に必要な設備資金及び運転資金

コ 前項第1号ウ(イ)に該当する場合

企業立地促進法に基づく承認を受けた計画の実施に必要な設備資金及び運転資金

サ 前項第1号エ(ア)に該当する場合

別に定める商店街等の魅力アップに必要な設備資金及び運転資金

シ 前項第1号エ(イ)及びエ(ウ)に該当する場合

(ア) 国内外から観光客の誘致のため、受入施設を整備拡充する事業を行うために必要な設備資金及び運転資金

(イ) 国内外から観光客の誘致のためのイベント・キャンペーンやみやげ品の開発等を行うために必要な設備資金及び運転資金

ス 前項第1号オに該当する場合

別に定める総合防災対策に必要な設備資金及び運転資金

(2) 金額

ア 前項第1号ア(ア)に該当する場合 1,500万円以内

イ 前項第1号ア(イ)からア(キ)に該当する場合 1億5,000万円以内

ウ 前項第1号イに該当する場合 1億5,000万円以内

エ 前項第1号ウに該当する場合 2億円以内（ただし、平成25年3月31日までに受付けた者については10億円以内とする。）

オ 前項第1号エに該当する場合 2億円以内

カ 前項第1号オに該当する場合 3,000万円以内

(3) 期間及び利率

ア 前項第1号ア(ア)に該当する場合

運転資金 1年以内 年1.5パーセント

イ 前項第1号ア(イ)から(キ)及び同号イに該当する場合

設備資金 { 5年以内 年1.7パーセント
7年以内 年1.8パーセント
10年以内 年1.9パーセント

運転資金 { 5年以内 年1.7パーセント
7年以内 年1.8パーセント

ウ 前項第1号ウに該当する場合

設備資金 { 3年以内 年1.6パーセント
5年以内 年1.7パーセント
7年以内 年1.8パーセント
10年以内 年1.9パーセント

{ 3年以内 年1.6パーセント

運転資金 5年以内 年1.7パーセント
7年以内 年1.8パーセント

エ 前項第1号エに該当する場合

設備資金 { 3年以内 年1.5パーセント
5年以内 年1.6パーセント
7年以内 年1.7パーセント
10年以内 年1.8パーセント

運転資金 { 3年以内 年1.5パーセント
5年以内 年1.6パーセント
7年以内 年1.7パーセント

オ 前項第1号オに該当する場合

設備資金 { 5年以内 年1.7パーセント
7年以内 年1.8パーセント

運転資金 5年以内 年1.7パーセント

(4) 貸付方法

ア 前項第1号ア(ア)に該当する場合

手形貸付

イ 前項第1号ア(イ)からア(キ)及び同号イからオに該当する場合

証書貸付

(5) 返済方法

ア 前項第1号ア(ア)に該当する場合

一時返済

イ 前項第1号ア(イ)からア(キ)及び同号イからオに該当する場合

原則として、据置6か月の分割返済

(6) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

(7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

(8) 信用保証 原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。

(創業等支援資金)

第10 創業等支援資金の融資対象は、次に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに個人で又は2か月以内に新たに会社を設立して、県内において事業を開始しようとする具体的計画を有していること。

イ 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、県内において事業を開始しようとする具体的計画を有していること。

ウ 事業を営んでいない個人が、個人又は会社で県内において事業を開始し、その事業を開始した日以後5年を経過していないこと。

エ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した会社であって、県内においてその事業を開始した日以後5年を経過していないこと。

(2) 保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。

(3) 前1号のアからエの個人若しくは会社又は前1号のア及びイの新たに設立される会社が、保険法第2条第1項及び中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する資本の額、出資の総額又は従業員数を充足すること。

- (4) 許認可等を必要とする事業については、原則として許認可を受けていること。
- (5) 税の滞納がないこと。
- (6) 協会の信用保証対象資格があること。

2 創業等支援資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途 開業及び開業後の事業を行うために必要な設備資金及び運転資金（ただし、新会社設立のための株式取得資金（資本金又は出資金）は対象としない。）
- (2) 金額
 - ア 前項第1号ア及びウに該当する場合は、2,500万円以内（新たに開業しようとする場合（前項第1号のアに該当する場合）で1,000万円を超過する金額については、自己資金と同額を限度とする。）
 - イ 前項第1号イ及びエに該当する場合は、1,500万円以内
- (3) 期間及び利率

設備資金	{	5年以内	年1.7パーセント
		7年以内	年1.8パーセント
運転資金	{	5年以内	年1.7パーセント
		7年以内	年1.8パーセント
- (4) 貸付方法 証書貸付
- (5) 返済方法 原則として、据置6か月の分割返済
- (6) 担保 要しない。
- (7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (8) 信用保証 協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。

（中小企業再生支援資金）

第11 中小企業再生支援資金の融資対象は、次に該当する中小企業者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 愛知県中小企業再生支援協議会（以下「再生支援協議会」という。）の支援を受け、再生計画の策定を完了していること。
 - イ 再生支援協議会の支援を受け、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産業活力再生特別措置法」という。）に基づく中小企業承継事業再生計画を策定し、主務大臣の認定を受けていること。
- (2) 保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 県内で事業を適法に営んでいること。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 協会の信用保証対象資格があること。

2 中小企業再生支援資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途
 - ア 前項第1号アに該当する場合 再生支援協議会の支援を受けて策定を完了した再生計画の実施に必要な設備資金及び運転資金
 - イ 前項第1号イに該当する場合 主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画の実施に必要な設備資金及び運転資金
- (2) 金額 1億円以内
- (3) 期間及び利率

設備資金	10年以内	年2.0パーセント
運転資金	7年以内	年1.9パーセント
- (4) 貸付方法 証書貸付
- (5) 返済方法 原則として、据置1年の分割返済
- (6) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

- (7) 保 証 人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (8) 信 用 保 証 協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。

（あいちガンバロー資金）

第 12 あいちガンバロー資金の融資対象は、次に該当する中小企業者とする。

- (1) 東日本大震災の影響を直接的に又は間接的に受け、直近 1 か月の売上高等が、前年同月又は 2 年前同月の売上高等に比べて減少していること。
- (2) 保険法施行令第 1 条第 1 項に規定する業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 県内で事業を適法に営んでいること。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 協会の信用保証対象資格があること。

2 あいちガンバロー資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資 金 使 途 運転資金
- (2) 金 額 5,000 万円以内
- (3) 期間及び利率 3 年 年 1.5 パーセント
- (4) 貸 付 方 法 証書貸付
- (5) 返 済 方 法 最長据置 1 年の分割返済
- (6) 担 保 原則として要しない。
- (7) 保 証 人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (8) 信 用 保 証 協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。ただし、県が当初の契約時の信用保証料の全額を負担する。
- (9) そ の 他 他の資金の借換えのためにこの資金は利用できない。

（残高方式）

第 13 この制度による資金別融資残高の上限は、次のとおりとする。

- (1) サポート資金 第 8 第 2 項 2 号アに該当する場合は 8,000 万円、同号イに該当する場合は 8,000 万円、同号ウに該当する場合は 1 億円、同号エに該当する場合は 1 億円、同号オに該当する場合は 2 億 8,000 万円
- (2) パワーアップ資金 第 9 第 2 項 2 号アに該当する場合は 1,500 万円、同号イに該当する場合は 1 億 5,000 万円、同号ウに該当する場合は 1 億 5,000 万円、同号エに該当する場合は 2 億円（ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに受けた融資に係る残高の上限については、10 億円とする。）、同号オに該当する場合は 2 億円、同号カに該当する場合は 3,000 万円
- (3) 創業等支援資金 第 10 第 2 項第 2 号アに該当する場合は 2,500 万円（ただし同号イの残高を含む）、同号イに該当する場合は 1,500 万円
- (4) 中小企業再生支援資金 1 億円
- (5) あいちガンバロー資金 5,000 万円

2 前項の場合において過年度に融資した経済環境適応資金の残高は、それぞれの制度の残高とみなす。

（計画の推薦、認定、承認等）

第 14 パワーアップ資金「企業力強化」（第 9 第 1 項第 1 号ア(ウ)（別に定める認定を要しない設備に該当するものを除く。）に該当する場合）を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める計画書 2 通を県に提出し、計画内容が適当である旨の認定を受けなければならない。

2 パワーアップ資金「企業立地」（第 9 第 1 項第 1 号ウ(ア)に該当する場合）を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める計画書 1 通を県に提出し、計画内容が適当である旨の証明を受けなければならない。

- 3 パワーアップ資金「商店街・観光」（第9第1項第1号エ(ア)に該当する場合）を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める計画書2通を商工会議所、商工会、中央会又は愛商連に提出し、計画内容が適当である旨の確認を受けなければならない。
- 4 パワーアップ資金「商店街・観光」（第9第1項第1号エ(イ)又はエ(ウ)に該当する場合）を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める計画書2通を観光協会に提出し、計画内容が適当である旨の確認を受けなければならない。
- 5 中小企業再生支援資金（第11第1項第1号アに該当する場合）を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める証明申請書2通を再生支援協議会に提出し、再生計画が再生支援協議会の支援を受けて策定されたものである旨の証明を受けなければならない。

（申込みの受付期間）

第15 申込みの受付期間は、次のとおりとする。

- (1) 資金の申込みは常時受付ける。
- (2) 第8第1項第1号ウの資金については、平成24年3月31日まで受付ける。
- (3) 第8第1項第1号エの資金については、平成24年3月31日までに受け付け、かつ、貸付を実行するものとする。
- (4) 第12の資金については、平成23年9月30日まで受付ける。
- (5) 前4号の規定にかかわらず融資目標に達したときは、受付を締め切ることができるものとする。
- (6) 第5号の規定にかかわらず、経済環境等の変化により県が必要がないと認めたときは、受付期限前においても受付を締め切ることができるものとする。

（申込みの受付機関）

第16 申込みの受付機関は、取扱金融機関の県内店舗とする。ただし、第8第1項第1号ア（サポート資金「セーフティネット」）、第8第1項第1号エ（サポート資金「震災復興」）及び第10（創業等支援資金）については、協会においても受け付けできるものとする。

（申込み書類）

第17 申込みには、次の書類を要する。

- (1) 信用保証委託申込書（協会所定）
- (2) （サポート資金「セーフティネット」の場合）市町村長の発行する保険法第2条第4項第1号、第2号、第5号又は第6号の規定による特定中小企業者であることの認定書
- (3) （サポート資金「経営あんしん」の場合）別に定める第8第1項第1号イ(ア)に該当することを証明する書類、別に定める第8第1項第1号イ(イ)に該当することを証明する書類、市町村長の発行する保険法第2条第4項第7号又は第8号の規定による特定中小企業者であることの認定書 1通
- (4) （サポート資金「経済対策特別」の場合）別に定める第8第1項第1号ウ(ア)に該当することを証明する書類、別に定める第8第1項第1号ウ(イ)に該当することを証明する書類、別に定める第8第1項第1号ウ(ウ)に該当することを証明する書類 1通
- (5) （サポート資金「震災復興」の場合）市町村長の発行する東日本大震災法第128条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する中小企業者であることの証明書又は認定書
- (6) （パワーアップ資金「企業力強化」の場合）第9第1項第1号ア(ア)に該当する場合においては、別に定める計画書及び輸出向けの契約若しくは受注又は輸入向けの契約若しくは発注を証明する書類、同号ア(イ)に該当する場合においては、中小企業新事業活動促進法第9条第1項若しくは第16条第1項に基づく主務大臣若しくは知事の承認を受けた申請書及び計画書、同号ア(ウ)に該当する場合においては、別に定める計画書又は別に定める計画書及び認定を受けた別に定める先端技術設備導入促進計画書、同号ア(エ)に該当する場合においては、別に定める計画書、同号ア(オ)に該当する場合においては、有望ビジネス評価委員会でも有望な事業と評価を受けたことの確認できる書類若し

くは事業可能性評価委員会のA評価を受けたことの確認できる書類、同号ア(カ)に該当する場合においては、労働力確保法第4条第1項に基づく知事の認定を受けた改善計画書及び改善計画認定通知書、同号ア(キ) aに該当する場合においては、別に定める計画書、同号ア(キ) bに該当する場合においては、県の登録証、愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録した取組内容を明記した書類
1通

- (7) (パワーアップ資金「環境・省エネ」の場合) 別に定める計画書 1通
- (8) (パワーアップ資金「企業立地」の場合) 第9第1項第1号ウ(ア)に該当する場合においては、証明を受けた別に定める計画書、同号ウ(イ)に該当する場合においては、企業立地促進法第14条第1項又は第16条第1項に基づく知事の承認を受けた計画書 1通
- (9) (パワーアップ資金「商店街・観光」の場合) 第9第1項第1号エ(ア)に該当する場合においては、商工会議所、商工会、中央会若しくは愛商連の確認を受けた計画書、同号エ(イ)及びエ(ウ)に該当する場合においては、観光協会の確認を受けた計画書 1通
- (10) (パワーアップ資金「防災・危機管理」の場合) 別に定める計画書 1通
- (11) (創業等支援資金の場合) 別に定める創業資金等が確認できる書類及び別に定める創業計画書 1通
- (12) (中小企業再生支援資金の場合) 第11第1項第1号アに該当する場合においては、再生計画策定に再生支援協議会が関与したことを証明する別に定める証明申請書及び再生計画、同号イに該当する場合においては、産業活力再生特別措置法に基づく主務大臣の認定書の写し及び中小企業承継事業再生計画 1通
- (13) (あいちガンバロー資金の場合) 別に定める第12第1項第1号に該当することを証明する書類 1通

(審査決定等)

第18 取扱金融機関は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるもののうち、信用保証を必要とするものについては、速やかに関係書類を協会へ送付するものとする。

2 協会は、前項の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査の上、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に推薦機関に通知するものとする。

3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後速やかに融資を実行するものとする。

4 協会が直接申込みを受けたものに係る実態調査は、協会が行うものとする。

5 前号の規定にかかわらず、経済環境等の変化により県が必要ないと認めたときは、融資の実行を打ち切ることができるものとする。

(推薦機関)

第19 推薦機関は、県内各商工会議所・商工会とする。

2 推薦機関は、申込者から依頼があった場合申込書類の確認を行うとともに、適切と認められる場合は推薦書を作成のうえ、速やかに関係書類を受付機関に送付するものとする。

(取扱注意)

第20 この制度の略称を、サポート資金のうち、第8第1項第1号ア(セーフティネット)に該当するものについては「環セ」、同号イ(経営あんしん)に該当するものについては「環経」、同号ウ(ア)(経済対策特別)に該当するものについては「環特」、同号ウ(イ)(経済対策特別「円高対応緊急」)に該当するものについては「環特円」、同号ウ(ウ)(経済対策特別「東日本大震災」)に該当するものについては「環特災」、同号エに該当するものについては「環震」、パワーアップ資金(企業力強化)のうち、第9第1項第1号ア(ア)(貿易振興)に該当するものについては「環企貿」、同号ア(イ)(経営革新計画等)に該当するものについては「環企新」、同号ア(ウ)(新技術導入・研究開発、先端技術設備導入)に該当するものについては「環企技」、同号ア(エ)(事業転換)に該当するものについては「環

企転)、同号ア(オ)(有望ビジネス評価)に該当するものについては「環企有」、同号ア(カ)(改善計画)に該当するものについては「環企労」、同号ア(キ)(ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー)に該当するものについては「環企F」、パワーアップ資金(環境・省エネ)については「環エネ」、パワーアップ資金(企業立地)のうち、同号ウ(ア)(工場適地等)に該当するものについては「環立適」、同号ウ(イ)(企業立地促進法)に該当するものについては「環立法」、パワーアップ資金(商店街・観光)のうち、同号エ(ア)(商店街等魅力アップ)に該当するものについては「環魅」、同号エ(イ)及びエ(ロ)(観光振興)に該当するものについては「環光」、パワーアップ資金(防災・危機管理)については「環防」、創業等支援資金については「環創」、中小企業再生支援資金のうち第11第1項第1号アに該当するものについては「環再」、同号イに該当するものについては「環再二」、あいちガンパロー資金に該当するものについては「環ガ」とし、関係機関はこの制度に係る書類には融資の種別に従い、略称を付して他と区別するものとする。

2 取扱金融機関は、この制度に係る融資を別枠扱いするものとし、また歩積両建預金等を要求してはならない。

3 融資手続等については、この要綱に定めるもののほか取扱金融機関所定の方法に従うものとする。
(設備資金と運転資金の併用)

第21 要綱第8、9、10、11の各第2項第2号に規定する金額は、設備資金若しくは運転資金又は設備資金と運転資金との合計額をいうものとする。

2 設備資金と運転資金を同時に必要とするときは、同一の申込書により申込みを行うことができる。この場合、申込金額(設備資金と運転資金の合計額)のうち、設備資金の割合が60パーセント以上のときは設備資金の融資条件を適用し、60パーセント未満のときは運転資金の融資条件を適用するものとする。

(遵守事項)

第22 この制度の利用者は、この要綱及び関係機関との約定を遵守しなければならない。

2 県は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第23 県は、この制度の適正な運用を図るため必要があるときは、取扱金融機関及び協会に対して指示、調査を行い、又は報告を徴することができる。

(その他)

第24 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

なお、平成12年4月1日付け12中金第92号の愛知県経済環境適応資金融資制度要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。

2 この要綱の制定前に融資申込みしたものについては、なお従前の例による。

3 旧要綱第7第1項第1号アからエによる融資の残高は、本経済環境適応資金融資制度要綱(以下「本要綱」という。)第7の残高とみなし、旧要綱第7第1項第1号オ及びカによる融資の残高は、本要綱第8の残高とみなす。

4 旧要綱第8、第15、第16による融資の残高は、本要綱第9の残高とみなす。

5 旧要綱第10第1項第1号ア及びイによる融資の残高は、本要綱第10第1項第1号イの残高とみなし、旧要綱第10第1項第1号ウによる融資の残高は、本要綱第10第1項第1号ウの残高とみなす。

- 6 旧要綱第 11 による融資の残高は、本要綱第 11 の残高とみなす。
- 7 旧要綱第 12 及び第 13 による融資の残高は、本要綱第 12 の残高とみなす。
- 8 旧要綱第 14 による融資の残高は、本要綱第 13 の残高とみなす。
- 9 旧要綱第 17 による融資の残高は、本要綱第 14 の残高とみなす。
- 10 旧要綱第 18 及び第 19 による融資の残高は、本要綱第 15 の残高とみなす。
- 11 旧要綱第 20 及び第 21 による融資の残高は、本要綱第 16 の残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成 13 年 9 月 20 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 10 月 31 日から実施し、平成 13 年 10 月 11 日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）第 12 第 1 項第 1 号アからウによる融資の残高は、改正後の経済環境適応資金融資制度要綱（以下「本要綱」という。）第 16 条第 1 項第 1 号アからエの残高とみなす。
- 4 旧要綱第 13 による融資の残高は、本要綱第 12 の残高とみなす。
- 5 旧要綱第 14 による融資の残高は、本要綱第 13 の残高とみなす。
- 6 旧要綱第 15 による融資の残高は、本要綱第 14 の残高とみなす。
- 7 旧要綱第 16 第 1 項第 1 号アからエによる融資の残高は、本要綱第 16 第 1 項第 1 号オからケの残高とみなす。
- 8 旧要綱第 16 第 1 項第 1 号オからクによる融資の残高は、本要綱第 16 第 1 項第 1 号コからスの残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 17 日から実施する。

ただし、第 7 第 2 項第 3 号ただし書きに該当するものについては、平成 13 年 10 月 11 日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 13 日から実施する。
- 2 旧中小企業創造活動促進法第 4 条第 1 項に基づく知事の認定を受けている中小企業者に係る改正前の愛知県経済環境適応資金融資制度要綱第 16 第 1 項第 1 号アの規定は、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の中小企業者に係る資金についての申込みは、旧中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた計画期間の終期まで受付ける。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 8 月 13 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から実施し、保証付のものにあつては、同日以降に協会が保証申込を受付たものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 22 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 31 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 16 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 2 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）第 9 による融資の残高は、本要綱第 9 の残高とみなす。
- 3 旧要綱第 14 第 1 項第 1 号アによる融資の残高は、本要綱第 11 第 1 項第 1 号アの残高とみなす。
- 4 旧要綱第 17 第 1 項第 1 号カからケによる融資の残高は、本要綱第 16 の残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 17 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 16 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 17 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 17 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）第 11 第 1 項第 1 号アによる融資の残高は、本要綱第 9 第 1 項第 1 号ア(ア)の残高とみなす。
- 3 旧要綱第 11 第 1 項第 1 号イ、ウ、オ及びカによる融資の残高は、本要綱第 9 第 1 項第 1 号ア(イ)から

ア(キ)の残高とみなす。

- 4 旧要綱第14第1項第1号イ及びウによる融資の残高は、本要綱第9第1項第1号ア(イ)からア(キ)の残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年9月12日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。